



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施（二件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（下水道局）…

告示

●東京都告示第千四百八十六号  
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量（一級基準点測量、二級基準点測量及び三級基準点測量）
- 三 測量の区域 狛江市地内

四 測量の期間 平成二十三年十月十四日から平成二十四年三月二十三日まで

●東京都告示第千四百八十七号  
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量（一級基準点測量及び二級基準点測量）
- 三 測量の区域 練馬区地内
- 四 測量の期間 平成二十三年十一月一日から平成二十四年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百八十八号  
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十日

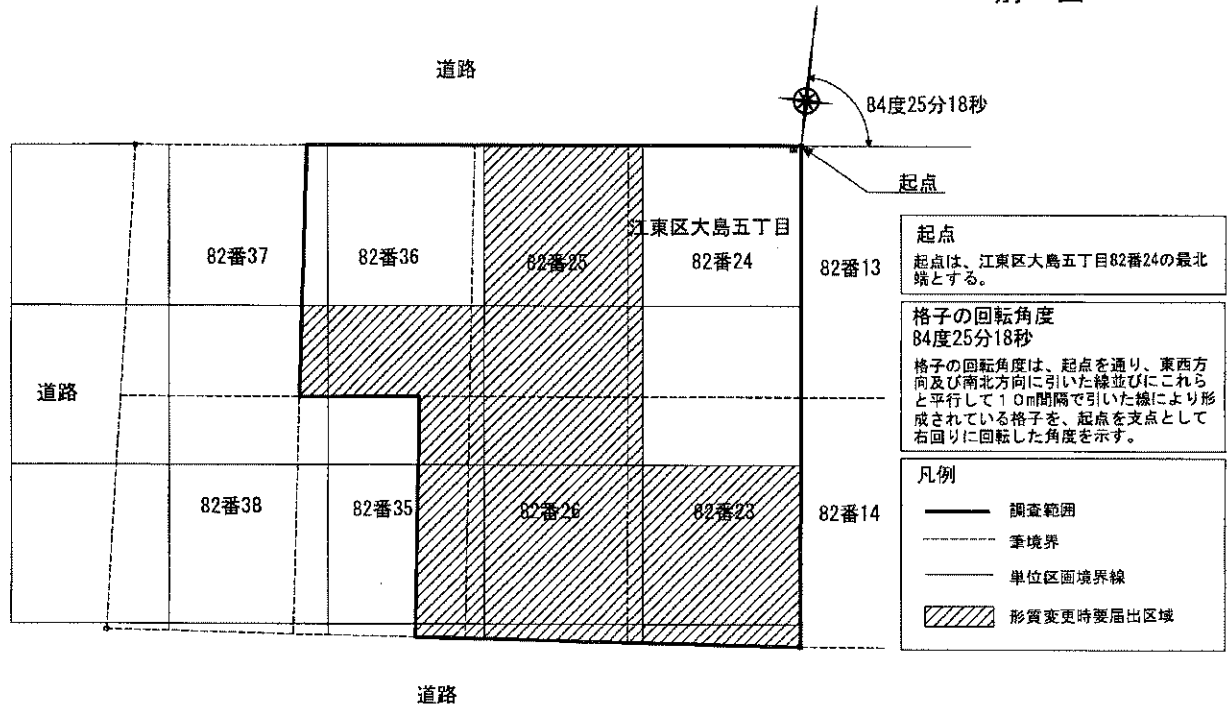
東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別 図



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇円  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川一丁目三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)  
郵便番号 112-0002

公 告

東京都指定排水設備工事事業者の指定について  
東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定により公告する。

平成二十三年十月二十日

東京都下水道局長 松田二郎

一 指定した事業者

指定番号 商号又は  
名称 代表者 事業所所在地

四九三一 株式会社 野口 准一 目黒区碑文谷二丁目  
二十五番二十号 ベ  
ルメゾンホリグチ四  
〇二号室

〇二号室

二 指定年月日

平成二十三年十月十八日



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施（二件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………
  - 市街地再開発組合の定款の変更認可……………（都市整備局都市街地整備部民間開発課）……………
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………
  - 都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課）……………
- 公 告
- 東京ウイメンズプラザの休館……………
  - ……………（生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ）……………
  - 開発行為に関する工事完了……………
  - ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………
  - 都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）……………
  - …………… 都議会事項……………
  - 都議会議決事項……………（財務局主計部議案課）……………
- 正 誤
- 平成二十四年二月十五日付東京都告示第百八十七号……………

○平成二十四年二月十五日付東京都告示第百八十八号……………元

告 示

●東京都告示第四百三十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年三月八日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 千代田区大手町二丁目、内神田二丁目及び中央区日本橋本石町四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十四年二月二十日から同年三月二十一日まで

●東京都告示第四百四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、豊島区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年三月八日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

- 三 測量の区域 豊島区駒込四丁目、駒込五丁目、駒込七丁目、巢鴨一丁目、巢鴨二丁目、巢鴨三丁目、巢鴨五丁目、西巢鴨一丁目、西巢鴨二丁目、西巢鴨三丁目、西巢鴨四丁目、北大塚三丁目、南大塚三丁目、上池袋一丁目、上池袋三丁目、上池袋四丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目及び東池袋三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十四年二月二十日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき三河島駅前南地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月八日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 組合の名称 三河島駅前南地区市街地再開発組合
  - 二 事業施行期間 平成二十二年十月七日から平成二十七年九月三十日まで
  - 三 施行地区 荒川区東日暮里三丁目、東日暮里六丁目及び西日暮里一丁目各地内
  - 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 荒川区東日暮里六丁目一番二号
- 平成二十二年十月七日

●東京都告示第四百七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図

